

別紙 2

# 各入国者収容所等視察委員会の意見 に対する措置等報告（概要）一覧表

平成 2 8 年 3 月末日現在

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
1	東日本入国管理センター	平成28年1月25日	被収容者から速やかな医師による受診を求める趣旨の訴えがあった場合には、救急搬送又は外部病院連行の要否について、職員限りで判断することなく、速やかに医療従事者に連絡するよう努められた(ただし、明らかに救急搬送を要すると認められる症状等については、医療従事者に連絡することなく、直ちに救急車の出動を要請すること)。 なお、医療従事者が不在などの理由で速やかに医療従事者に連絡できない場合は、電話による受診相談を徹底されたい。	平成28年3月11日	措置	被収容者が体調不良を訴えた場合、速やかに体温、血圧、心拍数の数値を確認するとともに、在庁している医師又は看護師に状況報告し、指示を仰ぐこととしている。 また、執務時間外や休日等において医師らが不在のときは、電話で報告(ただし、水虫、運動による筋肉痛など、一般人でも明らかに緊急性がないと認められるものを除く。)し、その助言を得て対応するよう改めて職員に周知を図った。 なお、明らかに診療を要する又は救急搬送を要すると認められる症状等については、医療従事者に連絡することなく、直ちに救急車の出動を要請することとしている。
2	東日本入国管理センター	平成28年1月25日	被収容者等及び職員の受動喫煙による健康被害を防止する観点から、建築構造上の制約を伴うものの、健康増進法第25条を踏まえ、適切な受動喫煙対策について検討の上、必要な措置を講じられたい。	平成28年3月11日	措置	施設の構造上の制約及び処遇上の必要性から、一部の収容ブロックを禁煙者専用ブロックとし、その他の収容ブロックについては、同一ブロック内に禁煙者と喫煙者ごとに居室を分けて収容し、なるべく受動喫煙の被害が及ばないようにしているところ、今後も、より分煙効率の高い部屋割りを工夫するとともに、共用スペースでの禁煙指導を徹底する等の受動喫煙対策を一層進めていくこととする。
3	札幌入国管理局	平成28年1月25日	(評価) 前年度視察委員会からの意見を踏まえ、貸与図書のみならず充実の充実が認められた点を評価する。	平成28年3月11日		引き続き、外国語の書籍及び新しい雑誌の収集に努めることとする。
4	札幌入国管理局	平成28年1月25日	被収容者等及び職員の受動喫煙による健康被害を防止する観点から、建築構造上の制約を伴うものの、健康増進法第25条を踏まえ、適切な受動喫煙対策について検討の上、必要な措置を講じられたい。	平成28年3月11日	検討中	「受動喫煙防止」に関しては、当局収容場における収容人員が少ないことや、被収容者のおおむね半数を他官署へ移送していることから、全面禁煙も視野に検討中である。
5	仙台入国管理局	平成28年1月25日	(評価) 前年度視察委員会からの意見を踏まえ、貸与図書の充実が認められたほか、被収容者のプライバシーに配慮するため、居室内トイレの小窓にミラーフィルムを貼付するなど、被収容者の人権に配慮したきめ細やかな収容処遇が行われている点を評価する。	平成28年3月11日		今後も被収容者の人権に配慮しながら収容処遇を行っていく。
6	仙台入国管理局	平成28年1月25日	被収容者等及び職員の受動喫煙による健康被害を防止する観点から、建築構造上の制約を伴うものの、健康増進法第25条を踏まえ、適切な受動喫煙対策について検討の上、必要な措置を講じられたい。	平成28年3月11日	検討中	仙台入国管理局が同居する建物を全館禁煙とし、現在被収容者処遇細則及び仙台第二合同庁舎管理規則の改定作業中である。
7	仙台空港出張所	平成28年1月25日	(評価) 室内の閉塞感を緩和するため、壁面に複数の写真を掲示し観葉植物を設置するなどの工夫が施されていたほか、受傷事故等を防止するためにテーパーの角を保護テープで覆うなど、使用者の人権と安全に配慮したきめ細やかな環境整備を行っている点を評価する。	平成28年3月11日		今後も室内の閉塞感を緩和するため引き続き環境整備に努力する。
8	仙台空港出張所	平成28年1月25日	被収容者等及び職員の受動喫煙による健康被害を防止する観点から、建築構造上の制約を伴うものの、健康増進法第25条を踏まえ、適切な受動喫煙対策について検討の上、必要な措置を講じられたい。	平成28年3月11日	講じず	仙台空港出張所が同居するビルは全館禁煙であり、受動喫煙問題は発生しない。
9	東京入国管理局	平成28年1月25日	(評価) 前年度視察委員会の意見を踏まえ、官給食の内容改善や医療体制の充実に向けて真摯に取り組んでいる点を評価する。	平成28年3月11日		今後も被収容者の要望に真摯に耳を傾け、官給食の内容改善や医療体制の充実が認められることとする。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
10	東京入国管理局	平成28年1月25日	被収容者から速やかな医師による受診を求める趣旨の訴えがあった場合には、救急搬送又は外部病院連行の可否について、職員限りで判断することなく、速やかに医療従事者に連絡するよう努められたい(ただし、明らかに救急搬送を要すると認められる症状等については、医療従事者に連絡することなく、直ちに救急車の出動を要請すること)。 なお、医療従事者が不在などの理由で速やかに医療従事者に連絡できない場合は、電話による受診相談を徹底されたい。	平成28年3月11日	措置	被収容者が体調不良を訴えた場合、速やかに体温、血圧、心拍数の数値を確認するとともに、在庁している医師又は看護師に状況報告し、指示を仰ぐこととしている。また、執務時間外や休日等において医師らが不在のときは、「東京消防庁救急相談センター」や近隣の総合病院に電話で受診相談(ただし、水虫、運動による筋肉痛などを除く。)を行っており、その結果、病院連行指示があった場合は、遅滞なく救急車の出動を要請している。 なお、明らかに救急搬送を要すると認められる症状等については、医師らに連絡することなく、直ちに救急車の出動を要請している。
11	東京入国管理局	平成28年1月25日	被収容者等及び職員の受動喫煙による健康被害を防止する観点から、建築構造上の制約を伴うものの、健康増進法第25条を踏まえ、適切な受動喫煙対策について検討の上、必要な措置を講じられたい。	平成28年3月11日	措置	当収容場においては、原則として喫煙ブロック、禁煙ブロックに分けて分煙を行っているが、施設の構造上の制約及び処遇上の必要性から同一ブロック内に喫煙居室と禁煙居室を設けざるを得ない場合は、より分煙効率の高い部屋割りを工夫するとともに、両居室間に空き部屋を挟むように配慮するなどの対策を一層進めていくこととする。
12	東京入国管理局	平成28年1月25日	東京入国管理局では入所後30日を経過する被収容者を対象にレントゲン撮影を実施しているところ、咳や発熱が認められる者に対しては、被収容者間の感染はもとより、職員への感染を防止する観点からも期間に拘わらず速やかに検査を実施することが望まれる。	平成28年3月11日	措置	平成28年度から被収容者に対するレントゲン撮影回数を、現行の月2回から3回に増やすことにより、入所してから30日を経過しなくてもレントゲン撮影を受けられるようにする。 なお、風邪等の症状が認められる者については、速やかに単独室に移室の上、庁内診療又は外部病院を受診させ被収容者間及び職員への感染防止に努めている。
13	東京入国管理局	平成28年1月25日	電気カミソリを他の者と共用することに嫌悪感を抱く者もいるため、私物の電気カミソリを使用することができるのであれば、その旨を被収容者に対し適宜の方法により周知されたい。また、衛生面に配慮するため、電気カミソリの洗浄を今以上に徹底されたい。	平成28年3月11日	措置	私物の電気カミソリを使用することができる旨の案内文を居室内設置の「生活の手引き」に編てつし、私物の電気カミソリを使用しやすい環境整備を行った。また、貸与用電気カミソリの洗浄については、東京都福祉保健局が規定する「理容所の開設に関する基準等について」に基づいた適正な洗浄を行っているところ、貴委員会の意見を踏まえ、より一層衛生面に配慮した洗浄を徹底することとする。
14	東京入国管理局	平成28年1月25日	テレビ視聴時間の延長を望む声が多数寄せられていることから、就寝時間を現行の午後10時から午後11時に変更することの是非について検討されたい。また、夕食の搬入時間についても被収容者の要望を踏まえ、現行の17時から繰り下げることの是非を併せて検討願いたい。	平成28年3月11日	講じず	テレビ視聴時間の延長は、収容場における日課基準の変更が必要となるが、基本準は全国の入国管理官署の収容施設に統一的に実施されていることから、当局だけで結論を出すことは困難である。また、夕食の搬入時間の変更についても給食業者の勤務時間との兼ね合いから変更は困難である。
15	東京入国管理局	平成28年1月25日	居室内動しよう路側の網戸や洗濯槽など、清掃が十分に行き届いていない部分が散見されるので衛生的な収容環境を保持するため、定期的な清掃を徹底されたい。	平成28年3月11日	措置	衛生保持の観点から、本年度は高水圧洗浄機を新規購入し動しよう路の清掃を実施しているほか、網戸の交換も順次実施している。また、洗濯槽の洗浄についても市販の洗浄剤で定期的実施している。
16	東京入国管理局	平成28年1月25日	身体に障害のある者に対し、収容生活を送る上で必要な援助(介添え)をすることができる看守体制を構築されたい。	平成28年3月11日	措置	松葉杖や車椅子等の使用者に対しては、現在も生活上における必要な介添えを行っているところ、今後も被収容者の人権に配慮した収容処遇に努めることとする。
17	東京入国管理局	平成28年1月25日	被収容者が自身の症状等を訴えた時に必ずしも適切な通訳人が確保されるとは限らないので、コミュニケーションボード(医療用絵カード)を整備し、活用することを求める。	平成28年3月11日	措置	コミュニケーションボードについては、現在も東京消防庁が公表しているものを各警備官室に配備しているところ、貴委員会からの提言を踏まえサイズを大きくして見やすくしたほか、対応言語も従前の3か国語(英語、中国語、韓国語)に新たにスペイン語を追加した。 今後も収容状況を勘案しつつ、さらなる多言語語化を検討することとする。
18	成田空港支局	平成28年1月25日	(評価) 前年度視察委員会の意見を受けて、収容場内の環境衛生に配慮し、適宜の場所に消臭剤を設置したほか、給食の改善に積極的に取り組み、メニューの多様化を図ったことについて評価する。	平成28年3月11日		今後も被収容者の声に耳を傾け、より一層、適正な収容場の運営に努めたい。
19	成田空港支局	平成28年1月25日	被収容者等及び職員の受動喫煙による健康被害を防止する観点から、建築構造上の制約を伴うものの、健康増進法第25条を踏まえ、適切な受動喫煙対策について検討の上、必要な措置を講じられたい。	平成28年3月11日	措置	収容場においては、喫煙者而非喫煙者を区分して収容し、なるべく受動喫煙の被害が及ばないようにしており、今後も、より分煙効率の高い部屋割りを工夫する等の受動喫煙対策を一層進めていくこととする。 なお、出国待機施設においては、部屋内での喫煙を認めておらず、喫煙は部屋から分離された区域で行わせており、分煙対策を講じている。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
20	羽田空港支局	平成28年1月25日	被収容者等及び職員の受動喫煙による健康被害を防止する観点から、建築構造物上の制約を伴うものの、健康増進法第25条を踏まえ、適切な受動喫煙対策について検討の上、必要な措置を講じられたい。	平成28年3月11日	措置	収容場においては、喫煙者而非喫煙者を区分して収容し、なるべく受動喫煙の被害が及ばないようにしており、今後も、より分煙効率の高い部屋割りを工夫する等の受動喫煙対策を一層進めていくこととする。 なお、出国待機施設においては、部屋内での喫煙を認めておらず、喫煙は部屋から分離された区域で行わせており、分煙対策を講じている。
21	横浜支局	平成28年1月25日	(評価) 前年度視察委員会の意見を受けて、開放処遇時間の延長や運動場の使用機会を増やすなど、収容処遇の改善向上に努められたほか、適切な受動喫煙対策を実施するなどして、健康的かつ衛生的な収容環境を保持している点を評価する。	平成28年3月11日		今後も被収容者の声に耳を傾け、保安上・衛生上支障のない範囲において、引き続き処遇環境の改善に努めることとする。
22	大村入国管理センター	平成28年1月26日	災害などの非常時の対応に不安を感じている被収容者がいるので、非常口の案内表示の多言語化やピクトグラム(絵文字)を使用するなどして、非常時に対する準備を怠っていない姿勢を被収容者にも伝わるようにしていただきたい。	平成28年3月28日	措置	被収容者に対する非常時における対応の説明については、これまで「収容生活のガイドライン」の冊子により周知してきたところであるが、今回、新たに各ブロックの出入口にピクトグラムを貼ることとした。
23	大村入国管理センター	平成28年1月26日	面会について、第三者がいることで話せない内容もあるので、家族との面会は立会いを省略することを検討していただきたい。	平成28年3月28日	措置	家族との面会において、保安上又は衛生上支障がなく、立会いが不必要と認められたときは、立会いを省略することとした。
24	大村入国管理センター	平成28年1月26日	西日本入国管理センターが閉鎖されたことに伴い、今後は、被収容者が増加や遠方からの移収など、状況が変わっていくと思われるので、例えば、面会時間の延長など、被収容者の不利益が小さくなるよう柔軟な対応を行っていただきたい。	平成28年3月28日	措置	原則として面会は、1日1回30分以内に対応しているが、面会の状況を勘案し、午前と午後1日2回の面会を実施したり、面会終了後、面会人が差入れ品を購入してきた後に2回目の面会実施を認める場合があるなど柔軟な対応を行っている。
25	大村入国管理センター	平成28年1月26日	施設の構造上の問題から、運動時間の延長が困難とのことであるため、構造改築を含めた対応を検討していただきたい。	平成28年3月28日	検討中	改修工事には相当の予算を要するので、予算要求の是非を含めて、関係各所と調整を図る必要がある。
26	大村入国管理センター	平成28年1月26日	収容施設で一番危惧しているのは、閉鎖空間で病気に感染することである。結核菌保有者が発症すると他の被収容者に蔓延する。入所時のレントゲン撮影の積極的な運用を検討していただきたい。	平成28年3月28日	措置	診療室を設置しており、全ての入所者に対しレントゲン撮影を行うこととしているが、ごく希にレントゲン撮影を拒否する入所者がおり、その際は、通訳を使う等してレントゲン撮影の必要性を懇切丁寧に説明し、レントゲン撮影を受けさせるよう努力している。
27	名古屋入国管理局	平成28年1月26日	収容施設で一番危惧しているのは、閉鎖空間で病気に感染することである。結核菌保有者が発症すると他の被収容者に蔓延する。また、この施設は住宅地に位置しており、結核が蔓延したとなると、住民からの信用をなくし、今後、何かあっても認めてくれないであろう。このことから入所時のレントゲン撮影の積極的な運用を検討していただきたい。	平成28年3月28日	講じず	被収容者を収容する際は、多言語に翻訳された「健康状態に関する質問書」を被収容者本人に記載させるとともに、体調や既往歴等の聞き取り、検温、血圧測定を行い、その状況によっては速やかに看護師や医師に相談等し、その指示を踏まえて対応している。 また、入所時のレントゲン撮影を一律に実施する予定はないが、月に1回であったレントゲン撮影について、よりきめ細かく対応するため本年4月から2月に増やすことを予定している。
28	名古屋入国管理局	平成28年1月26日	(評価) 名古屋局の親子面会は仕切りのない領事面接室を使用していることは、素晴らしいと思われるので、今後も継続していただきたい。	平成28年3月28日		今後も適切な対応を行っていく。
29	名古屋入国管理局	平成28年1月26日	現在CDウォークマンの持込みが認められているところ、iPod等のポータブルデジタルオーディオプレーヤーは被収容者のストレス軽減にもなるので、保安上支障がなければ検討していただきたい。	平成28年3月28日	検討中	保安上の観点から、撮影・映像・録音機能のない再生専用のポータブルデジタルオーディオプレーヤーの持込みを検討している。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
30	名古屋入国管理局	平成28年1月26日	他の施設では、保存期間が長いもので常温保存ができる物であれば、差し入れを認めていることから、食品の差し入れについて検討していただきたい。	平成28年3月28日	講じず	<p>現行の委託業者による物品購入は、各品目毎に一定程度選べる幅のある品揃えと適正な価格になっているところである。</p> <p>入国管理センターでは、収容期間が長期化した被収容者の心情安定に資するものとして、外部からの食品差し入れを一部許可しているが、保安上又は衛生上のリスクを回避するための検査に多大な労力と時間を費やすことを余儀なくされている。</p> <p>地方入国管理局・支局の収容場では、入国管理センターと違って摘発や他機関からの新規入所者や送還のための出所者も多く、外部からの差し入れ食品の件数も相当数にのぼることが見込まれ、検査の負担増大によりその他業務に支障を来すおそれがあり、食品の差し入れは困難である。</p>
31	大阪入国管理局	平成28年1月26日	西日本入国管理センターの閉鎖に伴い、大阪入国管理局が実質的な長期収容施設となり得るところ、開放処遇の時間、部屋の割り当てなどのスペース面、腐りにくい食べ物の差し入れなどの物品受け入れ面の点等において、長期収容に適した処遇の運用について、検討していただきたい。	平成28年3月28日	講じず(一部検討中)	<p>現行の委託業者による物品購入は、各品目毎に一定程度選べる幅のある品揃えと適正な価格になっているところである。</p> <p>入国管理センターでは、収容期間が長期化した被収容者の心情安定に資するものとして、外部からの食品差し入れを一部許可しているが、保安上又は衛生上のリスクを回避するための検査に多大な労力と時間を費やすことを余儀なくされている。</p> <p>地方入国管理局の収容場では、入国管理センターと違って摘発や他機関からの新規入所者や送還のための出所者も多く、外部からの差し入れ食品の件数も相当数にのぼることが見込まれ、検査の負担増大によりその他業務に支障を来すおそれがあり、食品の差し入れは困難である。</p> <p>また、開放処遇については、実施・拡大等逐次見直しを図ってきたところであり、今後も、保安上の支障の有無を検討しつつ、積極的に対応していく。</p>
32	大阪入国管理局	平成28年1月26日	カウンセリングの実施及びカウンセリング室の開設について、積極的に検討していただきたい。	平成28年3月28日	講じず	<p>日頃から看守勤務員や看護師が必要に応じて懇切丁寧に面接を行うことで意思疎通を図っており、心情把握を兼ねて心情の安定にも努めているところ、臨床心理士等専門家によるカウンセリングが必要と思われる者もあらず、また被収容者からも特段要望がないことから、現時点においては対応の予定はない。</p>
33	大阪入国管理局	平成28年1月26日	診療を希望する被収容者に対しては、診療体制や措置方針等を本人が理解できるように説明していただきたい。	平成28年3月28日	措置	<p>被収容者の中には、措置の内容が自己の意に反するため、当方の説明に耳を貸さず不満を繰り返して申し立てる者もいるが、被収容者に対する説明は、常に懇切丁寧に説明している。</p>
34	大阪入国管理局	平成28年1月26日	長期収容となる事例が増えてきているので、家族の面会について、触れ合える形での実施について、検討していただきたい。	平成28年3月28日	措置	<p>本件についてはこれまでに検討を重ねた上で、被収容者以外に保護者がなく、親子関係の維持・構築に特に必要と認められる場合などには、保安の確保を含め個別に判断して実施している。</p>
35	大阪入国管理局	平成28年1月26日	収容施設で一番危惧しているのは、閉鎖空間で病気に感染することである。結核菌保有者が発症すると他の被収容者に蔓延する。入所時のレントゲン撮影の積極的な運用を検討していただきたい。	平成28年3月28日	講じず	<p>被収容者を収容する際は、多言語に翻訳された「健康状態に関する質問書」を被収容者本人に記載させるとともに、体調や既往歴等の聞き取り、検温、血圧測定を行い、その状況によっては速やかに看護師や医師に相談等し、その後も被収容者の健康管理には注意を払っている。</p> <p>なお、現在でもレントゲン撮影は医師等が診療時に必要に応じて実施しており、一律に入所時のレントゲン検査を行う予定はない。</p>
36	大阪入国管理局	平成28年1月26日	入国者収容所等視察委員会に対する提案や面接の趣旨について、被収容者に周知していただきたい。	平成28年3月28日	措置	<p>提案箱や委員による面接の趣旨については、各国語による説明を掲示しているほか、口頭でも丁寧に説明をしており、提案、面接の趣旨については、毎回、必ず被収容者に周知している。</p>
37	関西空港支局	平成28年1月26日	災害発生時について各居室にマニュアルはあるが、廊下にもピクトグラム(絵文字)を使用するなど、一目で分かる非常口への案内を掲示していただきたい。	平成28年3月28日	措置	<p>居室前の廊下壁面に地震災害時の注意事項と避難方法「地震、火災等災害が発生しても決してあわてないでください。避難する必要があるときは係官が誘導しますから、その指示に従ってください。」との注意喚起文書を15か国語で標記するとともに、避難時に職員が使用する「誘導旗」の写真を前回視察後に各居室前に追加掲示しており、同写真の絵柄の向きで避難方向が一目でわかるよう明示している。</p>
38	広島入国管理局	平成28年1月26日	(評価) 医師及び看護師が常駐するなどの診療体制はないが、収容日数が少ないにも関わらず、庁外診療で眼科を受診させるのは評価できる。	平成28年3月28日		<p>今後も適切な対応を行っていく。</p>

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表

番号	施設名	委員会		入国者収容所等及び出国待機施設		
		意見提出年月日	委員会の意見	委員会への報告日	検討結果	措置内容(検討中、措置を講じなかった場合はその理由)
39	広島入国管理局	平成28年1月26日	(評価) 前回指摘した、常備薬の翻訳を6か国語対応にしたことは評価する。	平成28年3月28日	/	今後も適切な対応を行っていく。
40	広島入国管理局	平成28年1月26日	(評価) 広島局の収容の稼働率は低いが、被収容者を収容する施設としては設備も整い、充実している。	平成28年3月28日	/	今後も適切な対応を行っていく。
41	福岡入国管理局	平成28年1月26日	福岡局は、今後、庁舎が移転される予定とのことであるが、収容期間が長くなる傾向にあるので、新庁舎においては、これに耐えられる施設作りに努めていただきたい。 また、これまで視察委員会が他の施設に出した意見が反映されるよう努めていただきたい。	平成28年3月28日	措置	大阪、名古屋局等大規模局の収容施設に準じ、男女別に収容エリアを設置。日中収容エリア内を開放し、シャワーや洗濯が自由にできる。運動については、男女収容エリアが開設されている場合、午前又は午後のいずれか半日開放する。電話については、今後電話機器等を含め、できるだけ制限の少ない方法で実施する。
42	福岡入国管理局	平成28年1月26日	医療体制について、現在は、福岡空港内の診療所の医師からの往診を受けているとのことであるが、新庁舎に移転した後も、付近の医療施設から往診を受けられる等、体制の構築に努めていただきたい。	平成28年3月28日	検討中	具体的に新庁舎へ移転する時期が決定した後、新庁舎周辺の医療機関を回り診療に関する協力要請を行う。 合同庁舎内に診療所はないため、現在のように往診が受けられる体制を築くことは困難と思われるが、往診可能な医療機関を探したい。
43	福岡入国管理局	平成28年1月26日	現在、福岡局の処遇担当に女性の入国警備官は配置されていないが、女子被収容者の対応は、女性が行うべきなので、女性の入国警備官を配置していただきたい。	平成28年3月28日	講じず	人員配置上の問題もあり、現時点で女性入国警備官を処遇担当に恒常的に配置することは困難であるが、入所時の身体検査をはじめ、女性被収容者に女性入国警備官の対応が必要な場合には、部門内の他担当の女性入国警備官に当たらせている。また、本局各課・部門並びに近隣の出張所の女性職員のうち過去に入国警備官として勤務経験のある者等の名簿を作成し、これまで以上に収容場等において女性の対応が必要となった場合にも、これに応じることができるよう準備している。 なお、個々のケースによるが、女性被収容者について、早期の出所が見込まれない場合には、女性入国警備官が多数配置されている収容施設に移送し、収容することとしている。